仕　様　書

邑久小学校スクールバス運行業務

（上山田線）

瀬戸内市教育委員会

邑久小学校スクールバス運行業務（上山田線）仕様書

1　業務内容

瀬戸内市立邑久小学校（以下学校という。）の児童の通学に必要となるスクールバスを運行するもの

2　委託期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

3　履行場所

瀬戸内市立邑久小学校区内

4　運行日数

運行日数は年間２０５日程度とし、登校時１便、下校時１便の運行を基本とする。

5　運行区間及び運行時間

運行区間は以下のとおりとする。時間については「瀬戸内市民病院バス停」に 7 時 50 分終着、下校時は 16 時出発とするが、学校行事等により時間を変更することがある。ただし、深夜早朝運行料金が適用されない時間帯とする。その他運行時刻の詳細については、受注者と発注者の協議の上決定するものとする。路線・停留所の大まかな位置は最新版の「瀬戸内市公共交通マップ」を参照すること。

〈　登校時　〉				
上山田東（出発）	上山田	下山田	夢二生家記念館前	瀬戸内市民病院（終着）
				7:50

〈　下校時　〉				
瀬戸内市民病院（出発）	夢二生家記念館前	下山田	上山田	上山田東（終着）
16:00				

6　乗車人数(両便共通)

２０人程度

7　使用車両(両便共通)

正座席は２０席以上を有し、児童が一人一座席で、かつ、シートベルトを使用のうえ着席することができる車両を使用すること。なお、乗車人数の変更により車種の変更が必要になった場合は、協議の上決定する。

8　委託業務内容及び受託者の責務

（１）運転業務に関すること

①児童の状況に応じた乗降介助

②乗降時における周囲の安全確認

③その他車内での安全管理、シートベルトの着用の指導

④バスの忘れ物についての対応

⑤バスを離れる前に車内に児童が残っていないことの確認

（２）運行管理及び整備管理者に関すること

①安全運転管理者及び整備管理者をおくこと（法律で定められた資格を有する者とする）

②安全運転管理者は安全運転の確認や対面指示等を行うこと

③整備管理者は自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理等を行うこと

④業務遂行に関し必要な法令に基づく許可、認可、免許等を有し、審査基準に準じた設備や体制が整っていること

⑤運転手の健康状態を把握し、健康診断の受診結果等を踏まえて適切な運行管理を行うこと

⑥運転手の緊急時の交代要員について、確保できる体制が整っていること

（３）車両管理及び整備に関すること

①車両管理業務(管理車両の整備、修繕、車検、法定点検、日常点検)

②燃料等の給油及び交換

③消耗品、備品等の購入及びその管理

④車両の管理、保管

⑤車内、外の清掃

⑥修繕等により当該車両が使用できない場合の代替車両の手配

⑦冬季のスタッドレスタイヤ及び路面凍結時や積雪時のすべり止めの装着

⑧車両に道路運送車両の保安基準に定めるスクールバス標識の表示を行うこと（マグネットも可）

⑨車両の保管場所は 、受託者により確保するものとする

⑩その他車両、運行管理等の適正な維持管理に必要な事項（児童が安全かつ快適にスクールバスを利用できるよう、常に良好な状態に保つこと）

9　緊急時（事故発生等）の対応について

（１）災害時等の運行については、学校及び教育委員会と協議の上、対応すること。

（２）緊急事故等における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にしておくこと。

（３）万が一事故等が発生した場合は、すみやかに学校及び教育委員会へ報告し、受託者が責任をもって対処すること。

（４）受託者の所有する車両が都合により運行できない場合には、代替車両により運行すること。

１０　損害賠償責務

受託者は、委託業務中に第三者に損害を与えたときは、受託者で加入する保険にてその損害すべての賠償を行うものとする。また、運転手に係る保険についても受託者において加入するものとする。

１１ 契約方法及び金額について

契約方法は一般貸切旅客自動車運送事業による年間契約とし、契約金額は年額に消費税及び地方消費税の額を加えた３年間の総額とする。契約金額の算出方法については設計書（様式 12）を参照し「一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で締結する年間契約等に対する取り扱い（国自旅 80 号 一部改正 平成 28 年７月１日)」に基づくこと。

１２ 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、この業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

１３ その他特記事項

（１）受託者（運転手を含む）は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、個人情報の取扱については適切に管理すること。

（２）児童に対して、平等かつ公平な取り扱いするとともに、楽しく通学できる車内の雰囲気づくりに努めること。

（３）児童に不測の事態(体調不良等)が発生した場合は、すみやかに学校に報告すること。

（４）不正な行為、契約違反等を行った場合、契約を解除することができる。

（５）支払いは月末締めの翌月払いとする。

（６）年間の運行日数が予定運行日数を上回った場合も継続して運行すること。追加運行分の１日あたりの貸切運賃額は設計書に基づくこととする。

１４ 協議事項

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者で協議の上決定するものとする。